

2021年2月5日 全6頁

2021年度税制改正

贈与税非課税制度改革案

制度の趣旨に沿った贈与であれば、ほぼ改正の影響なし

金融調査部 研究員 斎藤航

[要約]

- 2020年12月10日、自由民主党・公明党は「令和3年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表し、2021年1月26日に所得税法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。直系尊属から贈与を受けた際の3種類の贈与税非課税制度につき、見直しがされている。
- 直系尊属からの住宅取得等資金贈与の贈与税非課税制度では、コロナ禍で厳しさを増す住宅需要を喚起するため、非課税限度額を現行制度のまま据え置き、対象住宅の床面積要件緩和（現行：50㎡以上⇒改正案：40㎡以上）の改正を行うとしている。
- 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税制度では、受贈者が学生等でない場合、贈与の時期にかかわらず、未使用贈与の残額が相続税の課税対象となるように見直される。また、結婚・子育て資金一括贈与の贈与税非課税制度と合わせ、未使用残高に相続税の2割加算が適用されるように改正される。これらの見直しをした上で、適用期限が2年延長される。

1. はじめに

2020年12月10日、自由民主党・公明党は「令和3年度税制改正大綱」（以下、大綱）¹を公表した。その後、2021年1月26日に、大綱をもとに作成された所得税法等の一部を改正する法律案が政府より国会に提出されており、2020年度内に成立する見込みである。

大綱では、直系尊属からの①住宅取得等資金、②教育資金、③結婚・子育て資金、の3つの贈与に係る贈与税非課税制度につき、図表1のように見直しがされる旨が盛り込まれた。本稿では、これら贈与税非課税制度の大綱による改正案について解説を行う。なお、大綱に記述されている今後の相続税・贈与税一体化の議論の展望については別途レポートを公表する予定である。

¹ 自由民主党ウェブサイト参照。

図表 1 直系尊属からの贈与の3種類贈与税非課税制度の大綱による改正点まとめ

	住宅取得等資金贈与の 非課税制度	教育資金の一括贈与 非課税制度	結婚・子育て資金の 一括贈与非課税制度
受贈者の年齢	20歳以上	30歳未満	20歳以上50歳未満 ⇒18歳以上50歳未満
非課税限度額	住宅の種類や契約時期 により異なる(大綱によ る改正あり、図表2、図 表3を参照)	1,500万円	1,000万円
適用期間	2021年12月31日まで	2021年3月31日まで ⇒2023年3月31日まで	2021年3月31日まで ⇒2023年3月31日まで
贈与後に贈与者 が死亡した場合	相続税の課税対象にな らない(注1)	受贈者が学生等でない 場合、贈与者の死亡3年 以内の贈与の残額が相 続税の課税対象になる ⇒受贈者が学生等でな い場合、贈与の時期に かかわらず贈与の残額 が相続税の課税対象に なる	贈与の残額が相続税の 課税対象になる
相続税額の 2割加算	(上述のように相続税の 課税対象にならない)	適用なし ⇒適用あり	適用なし ⇒適用あり

(注 1) 贈与年に贈与者が死亡した場合であっても、提出期限までに申告書を提出すれば、贈与を相続財産に加算する必要はない。

(注 2) 赤字が大綱による改正点。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

2. ①住宅取得等資金：非課税限度額の据え置き、床面積要件の緩和

2.1. 現行制度の概要

現行の直系尊属からの住宅取得等資金贈与の贈与税非課税制度は、2015年1月1日から2021年12月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属からの贈与により、自己の居住のための住宅の取得または増改築等に充てるための資金(住宅取得等資金)を得た場合に、非課税限度額(非課税で贈与可能な金額の上限)までの金額について、贈与税が非課税になる制度である。この制度の適用を受けるためには、受贈者(子や孫など贈与されて資金をもらう側)の年齢²や所得の制限、取得する住宅の床面積要件³などを満たさなければならない。

2.2. 大綱による改正点とその背景

非課税限度額は消費税率10%が適用される場合(住宅の新築など)と、それ以外の場合(中古住宅の取得など)で異なり、非課税限度額の現行制度と大綱による改正点をまとめるとそれ

² 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること。

³ 所得制限や床面積要件は後述。

ぞれ図表 2、図表 3 のようになる。消費税率が 2019 年に 8% から 10% に上がる際に、非課税限度額は引き上げられた（消費税率 10% が適用される場合、図表 3 ではなく図表 2 の非課税限度額となる）が、図表 2 で示されている通り非課税限度額は縮小傾向にあり、2021 年 4 月 1 日からさらに非課税限度額が引き下げられる予定であった。大綱では、2021 年 4 月 1 日からの非課税限度額につき、引き下げは行わず、現行（2020 年度）のまま据え置く旨が盛り込まれている。消費税率 10% が適用されない場合も図表 3 にある通り、縮小傾向にあったが、大綱による改正により 2021 年 4 月 1 日からの非課税限度額は現行のまま据え置かれる。

図表 2 消費税率 10% が適用される場合の非課税限度額（住宅取得等資金贈与の非課税制度）

住宅取得等の契約時期	一般住宅	省エネ等住宅
2019年4月1日～2020年3月31日	2,500万円	3,000万円
2020年4月1日～2021年3月31日	1,000万円	1,500万円
2021年4月1日～2021年12月31日	700万円⇒1,000万円	1,200万円⇒1,500万円

（注）赤字が大綱による改正点。
（出所）法令、大綱より大和総研作成

図表 3 消費税率 10% が適用されない場合の非課税限度額（住宅取得等資金贈与の非課税制度）

住宅取得等の契約時期	一般住宅	省エネ等住宅
2015年1月1日～2015年12月31日	1,000万円	1,500万円
2016年1月1日～2020年3月31日	700万円	1,200万円
2020年4月1日～2021年3月31日	500万円	1,000万円
2021年4月1日～2021年12月31日	300万円⇒500万円	800万円⇒1,000万円

（注）赤字が大綱による改正点。
（出所）法令、大綱より大和総研作成

さらに、現行制度では受贈者は贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が 2,000 万円以下という所得の要件と、取得等する住宅の床面積が 50 m²以上 240 m²以下という床面積の要件があった。大綱では、2021 年 1 月 1 日以後の贈与について、合計所得金額が 1,000 万円以下の場合に限り、取得等する住宅の床面積が 40 m²以上 50 m²未満であっても、本制度の適用対象となることが盛り込まれた。以上を整理すると、図表 4 のようになる。大綱による住宅ローン減税の改正⁴で 40 m²以上 50 m²未満の住宅が適用対象となったことに合わせての措置である。

以上のように、非課税限度額の据え置きと、床面積要件の緩和によって、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を増加させるインセンティブを与え、コロナ禍で厳しさを増す住宅需要を喚起する狙いがある。ただし、本制度は 2021 年 12 月 31 日に適用期限（本制度を利用し贈与できる期間）を迎えるが、大綱では適用期限の延長については触れられていない。

⁴ 大綱による住宅ローン減税の改正については、以下を参照。斎藤航「[住宅ローン減税の改正で変わる単身者の資産形成](#)」, 大和総研レポート, 2020 年 12 月 22 日

図表 4 床面積要件と所得制限のまとめ（住宅取得等資金贈与の非課税制度）

	～2020年12月31日	2021年1月1日～
床面積 (所得制限)	50㎡以上240㎡以下 (合計所得金額2,000万円以下)	50㎡以上240㎡以下 (合計所得金額2,000万円以下) + 40㎡以上50㎡未満 (合計所得金額1,000万円以下)

(注) 赤字が大綱による改正点。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

3. ②教育資金：残額は贈与時期にかかわらず相続税対象に、2割加算の適用

3.1. 現行制度の概要

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税制度とは、30歳未満の者⁵が、教育資金に充てる目的で、金融機関等の契約に基づき、直系尊属から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合、③書面による贈与により取得した金銭等を用いて証券会社等で有価証券を購入した場合、その信託受益権または金銭等のうち1,500万円まで⁶が贈与税非課税となる制度である。現行制度では2021年3月31日が適用期限であったが、大綱により2年延長し、2023年3月31日が適用期限となる。

教育資金には、学校等の入学料や授業料などのほか、塾やスポーツなどの習い事といった学校等以外の教育に係る支払いも含まれる。

なお、本制度は、資金の贈与時点では外形的には資金の用途を正確には判別できないため、資金の利用時点で領収書等を金融機関等に提出し、教育という目的に沿った資金の利用がされているかを判別する。また、贈与者が死亡した場合の、贈与額の未使用残高については、後述するように受贈者のその時の状況に応じ、相続税として課税するか判断することになっている。

3.2. 大綱による改正点とその背景

大綱による改正点は前掲図表1のようにまとめられる。以下で詳細をみていく。

現行制度では、贈与を行った直系尊属(贈与者)が死亡した場合、受贈者が学生等でない場合、贈与者の死亡前3年以内の贈与額のうち未使用の残額については相続財産に持ち戻し相続税の課税対象となっている。大綱による改正により、贈与の時期にかかわらず、すべての贈与が相続税の課税対象となる。ただし、受贈者が学生等である場合は現行通り、贈与の残額は相続税の課税対象とならない(図表5)。

⁵ 信託受益権等を取得した年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。

⁶ そのうち、学校等以外に支払う金銭は500万円まで。

図表5 贈与後に贈与者が死亡した場合（教育資金の一括贈与非課税制度）

贈与者の死亡時に、受贈者が以下のいずれか(学生等)である場合 ・23歳未満である場合 ・学校等に在学している場合 ・教育訓練給付金の支援対象となる教育訓練を受講している場合	残額は相続税の課税対象とならない
上記以外である場合	贈与者の死亡3年以内の贈与の残額が相続税の課税対象となる ⇒贈与の時期にかかわらず贈与の残額が相続税の課税対象になる

(注) 赤字が大綱による改正点。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

また、贈与後に贈与者が死亡し、贈与者の孫など（子以外の直系卑属）に相続税が課される際に、従来は相続税額の2割加算⁷の対象とされていなかったが、大綱により2割加算の対象とする旨が盛り込まれている（前掲図表1）。

これらの改正は、制度延長後の2021年4月1日以後に贈与される財産等から適用される（既に贈与が行われた財産については適用されない）。

この制度を利用した贈与による資金が制度の趣旨通り「教育資金」として使われているのならば、制度改正による影響はほぼないだろう。「教育資金」を必要とするのは、一般的には受贈者が23歳未満や学校等の学生である間などであり、その間にもし贈与者が死亡した場合であっても、（大綱による改正が行われた後においても）未使用残高に対して課税されることはない。前述のように、資金の贈与時点では外形的には資金の用途を正確には判別できないため、贈与者の死亡時点で受贈者が教育資金を必要とするかという判断をより精緻化することにより、本制度を趣旨に沿うように改正する意図があるものと思われる。

したがって、大綱による改正で影響が生じるのは、例えば、実際には資金の利用目的は定まっていないにもかかわらず、名目上、「教育資金」として、贈与者の死亡直前に非課税制度を利用して資金を贈与することで税負担を抑えようとする場合などに限られるのではないかとと思われる。

4. ③結婚・子育て資金：2割加算の適用

4.1. 現行制度の概要

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税制度とは、20歳以上

⁷ 被相続人から相続により財産を取得した人で、被相続人の配偶者、父母、子でない場合、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される仕組みのこと。

50歳以下の者⁸が、結婚・子育て資金に充てる目的で、金融機関等の契約に基づき、直系尊属から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れをした場合、③書面による贈与により取得した金銭等を用いて証券会社等で有価証券を購入した場合、その信託受益権または金銭等のうち1,000万円まで⁹が贈与税非課税となる制度である。

結婚・子育て資金には、挙式費用などの結婚関係の費用と、不妊治療代や幼稚園・保育所の保育料などの妊娠・出産・子育て関係の費用が含まれる。現行制度では2021年3月31日が適用期限であったが、大綱により2年延長し、2023年3月31日が適用期限となる。

なお、本制度も、教育資金の一括贈与と同様、資金の贈与時点では外形的には資金の用途を正確には判別できないため、資金の利用時点で領収書等を金融機関等に提出し、結婚・子育てという目的に沿った資金の利用がされているかを判別する。

4.2. 大綱による改正点とその背景

結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度は、教育資金の一括贈与非課税制度と異なり、贈与後に贈与者が死亡した場合、現行制度でも残額が相続税の課税対象となる（前掲図表1）。ただし、贈与後に贈与者が死亡し、贈与者の孫など（子以外の直系卑属）に相続税が課される際に、現行制度では相続税額の2割加算の対象とされていなかったが、大綱により2割加算の対象とする旨が盛り込まれている。現行制度では、本制度を利用して孫に贈与を行えば、孫は2割加算の対象とされないため、贈与者が死亡した場合でも、税負担の軽減効果が生じた。大綱による改正により、税負担の軽減効果が生じなくなる。教育資金の贈与と同様、相続の際の税負担の軽減効果を狙うといった制度の趣旨に沿わない贈与を行うのでなければ影響は受けないと考えられる。

また、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられる¹⁰ことにあわせ、2022年4月1日から受贈者の年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられる。なお、結婚・子育て支援信託の新規契約数は、本制度が導入された2015年度当初は4,712件あったものの、2019年度で212件であり、利用件数が大幅に減少している¹¹。そのため、大綱では、2023年3月31日の適用期限の到来時に制度の廃止も含めて検討する旨が述べられている。

⁸ 信託受益権等を取得した年の前年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限る。

⁹ 結婚関係は300万円まで。

¹⁰ 成人年齢を18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日に施行される。

¹¹ 内閣府 第4回税制調査会（2020年11月13日）説明資料（資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について）より。信託協会公表の実績による。